

感染症による出席停止について

下記の病気にかかった時は、学校保健安全法により出席停止となり、感染するおそれがある間は登園することはできません。

登園の際は医師の診断を受け、下部の治癒証明書を園に提出して下さい。

治癒証明書を提出した場合、欠席扱いにはなりません。

その他、医師により伝染性の疾患と診断された場合も、治癒証明書が必要になります。

【病名】

【登園の基準・めやす】

- インフルエンザ ……発症した後 5 日を経過し、解熱した後 3 日を経過するまで
- 百日咳 ……特有の咳が消失、又は 5 日間の抗菌薬療法が終了するまで
- 麻疹(はしか) ……発しんに伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 (おたふく) ……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、全身状態が良好になるまで
- 風しん(三日ばしか) ……発しんが消失するまで
- 水痘(水ぼうそう) ……全ての発しんがかさぶたになるまで
- 咽頭結膜熱(プール熱) ……発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
- 結核 ……医師において感染のおそれがないと認められるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎 ……医師において感染のおそれがないと認められるまで
- 腸管出血性大腸菌感染症 ……医師において感染のおそれがないと認められるまで
- 流行性角結膜炎 ……医師において感染のおそれがないと認められるまで

===== ✂切り取り ✂ =====

治癒証明書

学校法人 千成学園 千成幼稚園

のくみ 園児名 _____

この園児の病気(病名 _____)の状況は軽快し、

感染のおそれはなく _____ 月 _____ 日より、登園できることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師 _____ (印)